

三陸の海を放射能から守る  
岩手の会 (略称) 三陸の海・岩手の会  
郵便振替 02240-5-102650  
ホームページ 《再処理 / 岩手の環境》  
<http://sanriku.my.coocan.jp/>  
《本紙の全バックナンバー掲載》

止めよう!  
《再処理》

《天恵の海》  
2020 (令和 2年)  
10月 12日  
第 211号  
編集事務局 S.Oshida  
TEL・FAX 019-623-1636

# 福島原発被害者訴訟：仙台高裁判決 生業を返せ！ 地域を返せ！ 国と東電に 責任あり 賠償せよ



九月三〇日、仙台高裁は、福島第一原発事故被害住民らの「生業訴訟」の控訴審の判決を下しました。判決(上田哲裁判長)は大津波来襲を予測した国の「長期評価」は「相当程度に客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見であった」とし、予見したにも関わらず対策をおこなわなかった東電と国の過失責任を厳しく指摘し、原告の主張をほぼ完全に認めました。賠償についても地裁判決より増額し、被災当該地域も拡大しました。原告団・弁護士団は声明を発表し、国と東電はこの判決を早急に受け入れ、被害者の生活再建とふるさとへの回復に全力を投入するよう訴えました。

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟・仙台高裁判決を受けての声明

(全文 但し小見出しと文中太字は当編集部)

本日、仙台高等裁判所において、標記訴訟の控訴審判決(以下「本判決」という)が言い渡された。本件訴訟は、二〇一一年(平成二三年)三月一日の東京電力福島第一原子力発電所事故(以下「本件事故」という)の被害者である福島県及び隣接県の住民ら約三六〇〇名が、事故を惹起した国と東京電力を被告として、その責任を追及するとともに、事故当時の居住地の地域環境(空間線量)を事故前の水準

に戻すこと(原状回復)及び損害賠償を求めることを目的として提起したものである。

## 事故の予見は出来た

本判決は、一審判決に続き、本件事故についての東京電力及び国の法的責任を明確に認めた。まず、本件事故の予見可能性に関しては、いわゆる「長期評価」について、「相当程度に客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見であった」とは動かし難い。「遅くとも平成一四年末頃までには一〇mを超える津波が到来する可能性について認識し得た」として、予見可能性を明確に認めた。次に、結果回避可能性についても、重要機器室やタービン建屋の水密化等の対策により本件事故の発生を防ぎ得る可能性があったとして結果回避可能性を肯定し、国と東電の過失責任を認めた。

## 東電・国に過失責任

さらに、本判決は、「長期評価」の見解等の重大事故の危険性を示唆する新たな知見に接した際の東電の行動は、当該知見をただちに防災対策に生かそうと動いたり、当該知見に科学的合理的根拠がどの程度存在するかを可及的速やかに確認したりせず、新たな防災対策を極力回避しあるいは先延ばしにしたいとの思惑のみが目立つものであったといわざるを得ず、東電の義務違反の程度は、決して軽微といえない程度であったというべきである」とし、東電の重大な過失を断罪した。次に、国の責任についても、「不誠実ともいえる東電の報告を唯々諾々と受け入れることとなつたものであり、規制当局に期待される役割を果たさなかつた」として、国の本件事故についての責任を強く断罪した。

## 過失責任認定。再発防止・被害者救済、復興

本判決が、国と東京電

力の責任を明確に認め  
たことは、事故の再発防  
止や被害者の全面的な  
救済のみならず、被災地  
の復興にとつても大き  
な意義がある。高等裁判  
所においてかかる司法  
判断が下されたことを  
受け、国及び東京電力は  
自ら本件事故について  
の過失責任を認め、これ  
を前提とした各種の施  
策を実行するべきであ  
る。

**国と東電の責任は同等**

本判決は、国と東電の  
過失を明確に認定し、慰  
謝料の算定にあたって  
考慮すべき重要な要素  
とし、かつ、国の責任割  
合について東電と比較  
して低いとした一審判  
決を取り消し、国と東電  
が同等の責任を負うと  
判断した。その上で、①  
避難指示等の対象区域  
に居住していた原告に  
ついては、地裁判決が事  
実上否定した「ふるさと  
喪失損害」を認め、賠償  
額を大幅に上積みした。  
また、②避難指示等の対  
象区域外に居住してい

た原告については、地裁  
判決よりも広い範囲に  
ついて損害賠償を認め  
た。

原告らが居住してい  
た全ての地域について  
救済の対象とする判断  
ではなく、また賠償認容  
額についても求めてい  
た水準に達していない  
部分もあり不十分な点  
は残るものの、一審判決  
に比較しても、原告ら被  
害者に対する権利侵害  
を認め、賠償の対象地域  
の拡大や賠償水準の上  
積みをも認めた点は、原告  
らのみにとどまらず広  
く被害者の救済を図る  
という意味においても、  
前進と評価することが  
できる。

**上告を断念し住民の生  
業再建と原発廃炉を！**

原告団・弁護団は、国  
及び東京電力に対し、本  
判決により法的責任を  
断罪する司法判断が再  
び示されたことを真摯  
に受け止めた上で、  
①上告を断念すること  
②二度と原発事故の惨  
禍を繰り返すことな

いよう、事故惹起につい  
ての責任を自ら認め謝  
罪すること、

③中間指針等に基づく  
賠償を見直し、強制避難、  
区域外(自主的)避難、  
滞在者など全ての被害  
者に対して、被害の実態  
に応じた十分な賠償を  
行うこと

④被告者の生活・生業の  
再建、地域現場の回復及  
び健康被害予防等の施  
策を速やかに具体化し  
実施すること

⑤事後の賠償では回復  
することができない被  
害が生じる原発を即時  
稼働停止し、廃炉とす  
ることを強く求める。

原告団・弁護団は、こ  
れらの要求の実現に向  
けて、今後も闘いを続け  
ていく決意である。

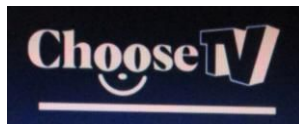
二〇二〇(令和二)年  
九月三〇日

「生業を返せ地域を返せ！」  
福島原発訴訟原告団  
同 弁護団

**参照 当会「天恵の海」**

第一七〇号  
住宅支援打ち切り反対  
第一七五号  
馬奈木氏講演会

**原発事故は  
安全・安心の日常を奪った！  
この苦しみは、絶対に繰り返すな！**



予測出来たのに対策を取らな  
かった国や東電は、福島原発事故を  
引き起こしました。放射能に襲わ  
れた住民は想像を超える苦難に突  
き落とされました。事故以来九  
年半。今でも、その苦しみは続い  
ています。このオンライン報告会  
をぜひ視聴しましょう。

原発事故の  
責任はどこにあるのか。  
国と東電を訴えた  
「生業訴訟」判決の行方  
#福島を忘れない



**オンライン 高裁判決報告会**

馬奈木巖太郎さん 森松明希子さん 樋口英明さん  
(司会) 吉田千亜さん 中島孝さん

<https://www.youtube.com/watch?v=WqNwfl-fMLE>

原告団長の中島孝さんは「放射能が襲  
ってきたとき住民は子どもや家族を守  
ろうと必死だった。国は、故郷を住民本  
位で回復する方策を真剣に実施してほ  
しい」と語り、関西から出演の森松明希  
子さんは、「私は生まれたばかりの赤ら  
やんを抱えて避難した。たまたま関西出  
身だったから。誰もが身を守って生きて  
行く権利がある。それは基本的人権で  
す」と語る。◆大飯原発差し止め判決の  
福井地裁元裁判長の樋口英明さんは「大  
飯原発は地震対策から考えても『万が一  
の危険の領域を遥かに超える、切迫した  
危険』と判断し判決文に書いた。このこ  
とは現在も続いている。国民が必死にな  
って原発を止めようとするならば必ず  
出来る」と語っておられる。◆馬奈木巖  
太郎弁護士は「今回の判決は、国の地震  
調査研究推進本部の『長期評価』が、二  
〇〇二年に発表され、福島沿岸を高さ一  
〇mを超える津波が襲来する恐れがあ  
ると公表していたのに、東電も国も対策  
を取らなかった。だから電源喪失事故  
に至ったとした。非常にわかりやすい判  
決で、裁判長の判決文朗読に人々はみん  
な聞き入った。そして静かな拍手で閉廷  
した」と報告。◆地震・津波についての  
学問と、原発事故・放射能汚染の学問は  
それぞれ専門性がある。裁判では双方の  
学術的知見がどのように関連するか厳  
しく点検し正当な判決を導き出した。そ  
れを可能としたのは、原告と支援の人々  
の訴えの真実を、裁判官がしっかりと受  
け止めたからである。

(尚)

